

防災倉庫に関する管理体制及び年間保管計画（案）

【管理体制】

1. 防災倉庫の設置場所は、〇〇集会所敷地内に設置。
2. 防災倉庫（保有資機材を含む。）の管理者は、自主防災会長とする。
但し、自主防災会長に事故がある場合は副会長が管理業務を代行する。
3. 防災倉庫内に下記内容を明示する。
 - (1) 〇〇自主防災組織図
 - (2) 〇〇自主防災組織役員名簿
 - (3) 〇〇自主防災組織連絡網
 - (4) 防災資機材の品名及び数量
4. 管理者は市長（防災課）からの業務要請に対し、その報告義務を怠らない。
5. 防災倉庫の日常管理業務は、機能的不具合な点については自主的に修復し、また防災及び防犯の観点から定期的、随時に日常の安全点検を徹底し不測の事態を未然に防止することを基本理念とする。

【年間保管計画】

6. 防災倉庫の周辺及び倉庫本体外部構造の点検及び内部構造の安全点検等を月1回程度行うことを原則とする。
7. 施錠の確認（鍵破損有無の確認）はその都度随時行う。
8. 保有資機材の点検等は下記に明示する。
 - (1) 保有資機材個々の数量確認と安全対策に努める。
 - (2) 保有資機材の点検は毎年〇月〇日曜日を全資機材の点検日とし、その他必要に応じて随時実施する。
 - (3) 保有資機材の機能チェックと対策。
 - (4) 資機材の破損・紛失等は、すみやかに補修・修復し災害に備え万全を期す。
 - (5) その他必要な資機材の備蓄は、本会実情に応じて最も機動的かつ迅速に利用可能な資機材を選択し保有する。
 - (6) 上記以外に資機材保有数量及び機能等のチェック機能として、毎年実施される自主防災訓練時に関係者で公開チェックが可能である。
9. その他必要な事項はその都度別途定める。